

豚流行性下痢（PED）を疑う事例（1例目）の発生について

中北地域の養豚農場において、県内で初めてとなる
豚流行性下痢（PED）を疑う事例が確認されました。

1 疑い事例の概要

- (1) 農場所在地 中北地域
- (2) 飼養頭数 552頭（うち繁殖豚102頭、肥育豚300頭、子豚150頭）
- (3) 症状等 繁殖母豚4頭が嘔吐・食欲不振、
子豚34頭が下痢（うち死亡11頭）

2 確認までの経緯

- (1) 5月6日19時、西部家畜保健衛生所（以下、西部家保）に当該農場より「子豚に下痢がみられ、死亡しているものもいる。」との通報。
- (2) 同日21時、西部家保の家畜防疫員が現地調査及び検査材料の採取を実施。東部家保において遺伝子検査を実施し、5月7日7時30分、陽性を確認。（疑い事例の発生。）

3 県の対応

- (1) 当該農場に、当面の間、豚の移動自粛を要請。
- (2) 豚舎及び車両等の消毒の徹底を指導するとともに、西部家保が出入り口に消毒ポイントを設置。
- (3) 県内養豚農場及び関係団体に対しては、疑い事例の発生情報を周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守による病原体の侵入防止と早期通報の再徹底を実施。
- (4) 各農家に消毒薬及び消石灰を配布。
- (5) 東部家保において、確定診断のための免疫組織学的検査を実施。
（5月8日18時頃判明見込み。）

【参考】

- ・ 本病は平成25年10月に国内では7年ぶりに発生が確認され、4月30日現在、埼玉県、静岡県などの隣接県等1道32県で518件が発生し、その後も発生が続き、神奈川県、長野県においても発生。
- ・ ウイルス感染により水様性の下痢を主な症状とし、10日齢以下の哺乳豚では死亡率が高いものの、母豚や肥育豚では一過性の下痢で治癒。
- ・ 本病は家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されているが、口蹄疫などのように殺処分等の防疫措置は実施されず、治癒後は通常どおり、と畜場等へ出荷することが可能。

【県民の皆様へ】

本病は豚特有の病気であり、人に感染することはありません。
また、感染した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません

【報道機関へのお願い】

農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、
厳に謹んでください。

<お問い合わせ先>

山梨県農政部畜産課
安全・衛生担当 片山・内田
055-223-1608